

# 令和5年秋の全国交通安全運動実施要領

## 1 実施期間等

- 令和5年9月21日(木)から9月30日(土)までの10日間
- 交通事故死ゼロを目指す日 令和5年9月30日(土)

## 2 運動の目的

本運動は、広く県民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、県民自身による道路交通環境の改善に向けた取組を推進することにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的とする。

## 3 運動の重点

- (1) 子どもと高齢者を始めとする歩行者の安全の確保
- (2) 夕暮れ時と夜間の交通事故防止及び飲酒運転等の根絶
- (3) 自転車等のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底

## 4 スローガン

「夕暮れの ライトは迷わず 早めから」

## 5 推進事項

推進主体	推進事項
家庭では	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 夕暮れ時や夜間外出時、高齢者を始め家族全員が反射材用品等の着用を習慣付ける。</li><li>○ 自動車運転者には、夕暮れ時のライトの早め点灯や夜間の原則上向きライト走行（ハイビーム走行）を呼び掛ける。</li><li>○ 飲酒運転の危険性や違法性を話し合い、「飲酒運転4（し）ない運動」を実践し、家庭から飲酒運転に関する人を出さない。</li><li>○ 全ての自転車利用者によるヘルメット着用等の自転車の交通ルールや正しい乗り方を習得する。</li><li>○ 歩行者、自転車利用者、運転者として正しい交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践について話題とし、地域の交通安全講習会等に積極的に参加するなど、家族全員で交通安全意識を高め、交通安全行動を実践する。</li><li>○ 全ての座席のシートベルト・チャイルドシート着用の必要性と効果について話し合い、後部座席においても正しく着用する。</li><li>○ 高齢運転者に対して、悪天候時や体調不良時は運転を控えるなどの補償運転<sup>1</sup>を促すほか、運転免許証の自主返納について話し合う。</li></ul>
地域・職場・学校では	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 町内会、自治会、母の会、老人クラブ等は、子どもと高齢者を中心とした交通安全講習会を開催し、地域全体で交通安全意識を高める。</li><li>○ 通学（通園）及び帰宅時間帯において、歩行者・自転車利用者に対する交通安全街頭指導を行い、子どもや高齢者の保護に努める。</li><li>○ 職場内における朝礼・会議等を利用して交通安全啓発を行う。また自動車運転者には、夕暮れ時のライトの早め点灯や夜間の原則上向きライト走行を呼び掛ける。</li><li>○ 飲酒運転の危険性や違法性について従業員等に指導するとともに、ハンドルキーパー運動<sup>2</sup>の周知や運転者の運転前後のアルコールチェックを確実に実施するなど、飲酒運転を絶対に「しない」「させない」「許さない」を徹底する。</li><li>○ 子どもや高齢者に自転車安全利用五則などの正しい自転車の乗り方を指導する。</li><li>○ 自転車乗車時の頭部保護の重要性とヘルメット着用による被害軽減効果について広報啓発を行い、全ての自転車利用者へのヘルメット着用を促進する。</li></ul>
関係機関・団体では	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 通学路、未就学児を中心に子どもが日常的に集団で移動する経路等における安全点検や誘導活動等に努め、園児・児童の安全を確保する。</li><li>○ ライトの早め点灯<sup>3</sup>や夜間の原則上向きライト走行、反射材用品等の着用などの模範的な交通行動を示す。</li><li>○ 歩行者や自転車、農作業車両等への反射材用品の装着を促進する。</li><li>○ 各種広報や行事を活用して、飲酒運転に伴う運転者・同乗者・酒類提供者等に対する処罰規定を周知し、ハンドルキーパー運動やアルコール検知器の活用を促進し、飲酒運転の根絶を図る。</li><li>○ 自転車安全利用五則等により自転車利用時の交通ルールの周知と全ての自転車利用者によるヘルメットの着用促進、交通マナーの向上を図る。</li><li>○ 全ての座席のシートベルト・チャイルドシート着用は法律で定められていることを周知するとともに、実技講習会等で正しい装着方法を教え、着用を徹底させる。</li><li>○ 高齢運転者を対象に、加齢等に伴う身体機能の変化が交通行動に及ぼす影響などについて、参加・体験・実践型の安全指導を実施する。</li></ul>

運転者は	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ スクールゾーンやシルバーゾーン、ゾーン30を通行するときは、速度を十分に落として歩行者や自転車の安全を確保する。</li> <li>○ 横断歩道では、歩行者優先を徹底し、横断しようとしている歩行者がいる場合は、必ず一時停止して、手で横断を促すことを示す「ハンド・コミュニケーション」<sup>4</sup>を実践する。</li> <li>○ 夕暮れ時や夜間には、ライトの早めの点灯（雨天・曇天等の天候不良時のライト点灯を含む。）と、こまめにライトを切り替える原則上向きライト走行を励行し、歩行者・自転車の早期発見と自車の存在を知らせることにより交通事故の防止に努める。</li> <li>○ 飲酒運転の危険性や違法性、責任の重大性を認識し、飲酒運転を絶対にしない。</li> <li>○ 同乗者の安全を守る責任があることを自覚し、シートベルトを自ら正しく着用するとともに、全ての同乗者にシートベルト・チャイルドシートを正しく着用させる。</li> <li>○ 高齢運転者は、身体機能の変化や運転技能の低下を自覚し、悪天候時は運転を控えるなど、自己の運転技能に応じた無理のない運転を心掛ける。</li> </ul>
自転車利用者は	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 夕暮れ時や夜間は、他の車両や歩行者から見えにくいことを理解し、早めにライトを点灯するほか反射材用品等を活用する。</li> <li>○ 自転車も車両であることを再確認し、車道の左側通行の原則や飲酒運転禁止等の「自転車安全利用五則」を遵守し、正しい交通マナーを実践する。</li> <li>○ 歩道通行時は歩行者優先であることを自覚し、歩行者の通行を妨げるとときは必ず一時停止する。</li> <li>○ 乗車時の頭部保護の重要性とヘルメット着用の被害軽減効果について理解し、ヘルメットを着用する。</li> <li>○ 加害者となる事故に備え、自身と相手を守るため、自転車損害賠償責任保険等への加入に努める。</li> <li>○ 乗車前等、適切な点検・整備を実施し安全利用に努める。</li> </ul>
歩行者は	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 道路横断の際は、横断歩道を渡り、近くに横断歩道がない場合には、明るい場所や見通しの良い安全な場所を選び横断する。横断時は、「止まる-見る-待つ」の交通安全行動の徹底と左右の安全確認、手を上げるなどの「ハンド・コミュニケーション」を実践し、無理な横断はしない。</li> <li>○ 携帯電話等の画面を見ながらの歩行は、注意力が散漫になり、周囲を巻き込んでの事故となるおそれがある危険な行為であることを認識し、いわゆる「歩きスマホ」はしない。</li> <li>○ 夕暮れ時や夜間外出時には、反射材用品等を着用する。</li> <li>○ 高齢者は、夕暮れ時や夜間に交通事故の被害に遭うリスクが高い時間帯の外出を控えるよう努め、外出時は、明るい服装と反射材用品等の着用を心掛ける。また、加齢による身体機能の変化を認識し、余裕を持った横断を心掛ける。</li> </ul>

### 《自転車安全利用五則》

- 1 車道が原則、左側を通行
- 2 歩道は例外、歩行者を優先
- 3 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 4 夜間はライトを点灯
- 5 飲酒運転は禁止
- 6 ヘルメットを着用

### 《3（サン）ライト運動》

- 1 ライトの早め点灯・原則上向きライト（ハイビーム）走行
- 2 反射材用品、LEDライト等の着用
- 3 右からの横断者、左からの車に注意

### 《飲酒運転4(しない)運動》

- 1 運転するなら酒を飲まない。
- 2 運転する人に酒を提供しない。
- 3 酒を飲んだ人に車を提供しない。
- 4 酒を飲んだ人の車に同乗しない。

### 《安全運転5則》

- 1 安全速度を必ず守る。
- 2 カーブの手前でスピードを落とす。
- 3 交差点では必ず安全を確かめる。
- 4 一時停止で横断者の安全を守る。
- 5 飲酒運転は絶対にしない。

<sup>1</sup> 補償運転

危険を避けるため、運転する時と場所を選択し、運転能力が発揮できるよう心身及び環境を整え、加齢に伴う運転技能の低下を補うような運転方法を探ること。

<sup>2</sup> ハンドルキーパー運動

自動車で飲食店等に行く場合、酒類を飲まない人（ハンドルキーパー）を決め、その人が、仲間を安全に自宅まで送り届ける運動のこと。

<sup>3</sup> ライトの早め点灯

9月21日から3月31日までの間は、午後4時から点灯することを呼びかけるもの。

<sup>4</sup> ハンド・コミュニケーション

横断歩道等において、歩行者は手を上げるなどして横断する意思表示を行い、運転者は横断歩道手前で一時停止後、手を差し出し歩行者に横断を促す意思表示を行うことで、安全に横断することを確認し合うもの。